

自由と自律

正義と人権は、自由にもとづく。自由とは何か、人間はどこまで自由なのか。カントの確立した「自律」の原則に照らして、現代の問題状況を考える。

1 カントの自由論

○二つの世界——自由の国と必然の国

・自由と必然

事物：自然の因果律に支配され、自由をもたない（必然の王国＝感性界）。

人間：理性による自己立法（自律）によって自由を実現する（目的の王国＝叡智界）。

→自然に属する人間は、自然法則に支配される一方、自らの法を定めることによって、自由な存在でありうる。

・人格と物件との区別 →①

人格は物件と異なり、何かの手段ではなく目的自体として、無条件に尊敬される。

○道徳的行為の三つの条件

1) 動機としての義務

傾向性（好み）ではなく、義務によって行為しなければならない。→②

2) 自律

自己の立てた普遍的法則に従って行為する。→③

3) 定言命法

条件を選ぶ「仮言命法」ではなく、無条件に普遍的に妥当する法則に従う。→④

2 自由の限界？

・人間は、どこまで自由でありうるか？ Cf. 自殺の例 →⑤

・理性に対する脅威——自律の妨げとなる「無意識」の世界 →哲学対話へ

[資料]

① 人格と物件——責任の有無

「人格とは、その行為に対して責任を帰することの可能な主体である。だから、道徳的人格性とは、道徳的諸法則のもとにおけるある理性的存在者の自由以外の何ものでもない。……
／物件とは、どんな責任も帰することのできない物である。したがって、自由な意思の客体であって、それ自体として自由を欠いている一切のものは、物件[有体物]と呼ばれるのである」(カント「人倫の形而上学」加藤・三島共訳、『世界の名著 32・カント』中央公論社、1972年、346頁)。

② 義務——法則への尊敬

「義務とは法則に対する尊敬にもとづく行為のもつ必然性である。…義務にもとづく行為は、傾向の影響と意志のあらゆる対象とを切りすてねばならないから、意志を限定しうるものとしては、客観的には法則しかなく、主観的にはこの実践的法則への純粋な尊敬、したがって私のすべての傾向を打ち破ってでもそういう法則に従おうという格率、しかないのである」(「人倫の形而上学の基礎づけ」野田又夫訳、同書 242頁)。

③ 普遍的立法の条件——自律

「意志が、自己を限定すべき法則を求めるにあたって、彼の格率が彼自身の普遍的立法に立派に役立つということ以外の何ごとかの中に、したがって自己の外に出て対象のどれかがもつ性質の中に、それを求めることになる、常に他律が生ずる」(同書 287頁)。

④ 普遍性との合致——定言命法

「定言的命法はただ一つしかなく、それは次のごとくである。「汝の格率が普遍的法則となることを汝が同時にその格率によって意志しうる場合にのみ、その格率に従って行為せよ」」(同書 265頁)。

⑤ 自殺について——サンデルの説明

「(自殺は) 苦しい状況から逃れる手段として自分を利用することだ。しかしカントが指摘しているように、人格は物ではない。「単なる手段として利用すべきものではない」のだ。人間には、自分の人間性を踏みにじる権利も、他者の人間性を踏みにじる権利もない。カントにとって、自殺は殺人が誤りであるのと同じ理由で誤りだ。どちらも人格を物として扱っており、それ自体が究極目的である人間性を尊重していない」(マイケル・サンデル『これからの「正義」の話しよう』鬼澤 忍訳、ハヤカワ文庫、2011年、197頁)。

自由と自律

[ノート]

過去3回の講話——「正義の成立」「法と正義」「基本的人権を問い直す」——のつづき。

正義は最上位の**徳**（アレテー、よさ）。主体の**権利**を保障する法（**自然法・実定法**）によって具体化される。権利は他から与えられるものではなく、自らの手でかちとられてきた。

「**基本的人権**」は、当の主体がそれを己の権利と主張することによって成立した。この手続きは、「自らに由る」**自由**を意味する。カントによれば、自由の意味は、自分で自分の法を定める「**自律**」（Autonomie、自己立法）にある。自律を可能にする人間の能力は、**理性**である。理性によって立てられた道徳的法則に進んで従うことが、道徳的行為である。

その柱となる論点を4つ挙げる。

1. 人格と物件の区別 →①

理性的存在者である人間は、「人格」をもつ。人格は、物件とは違って、目的自体として無条件に尊重される。人格にかかわる道徳的行為は、三つの条件を充たす。

2. 道徳法則に従う義務 →②

「法則」は客観的な原理、「格率」は主観的な原理で、主体が行為するさいの原則——命令のようなもの。通常われわれが従っている傾向性——好き嫌いなどの感情——は、排除されなければならない。イヤであっても、それをしなければならない、というのが道徳的義務。

3. 自律と他律 →③

自身の内なる理性のみに従うことなく、他者の判断に影響されることは、「他律」として退けられる。

4. 定言命法 →④

自他の道徳的判断は、くいちがうことがありうる。そうならないように、自分にとっての格率が同時に万人に妥当する「普遍的法則」となるよう心がけよ、ということ。仮言命法は、「もし…なら」という形式をとり、行為が目的のための手段となる場合。

以上の条件は、常識を超えた厳格さ（リゴリズム）の印象を与える。その理由を、三つの問いから考える。

Q.

1) 「自殺」（自己の生命に対する自己決定）は許されるか？

サンデルの回答例：「（自殺は）苦しい状況から逃れる手段として自分を利用することだ。しかしカントが指摘しているように、人格は物ではない。「単なる手段として利用すべきものではない」のだ。人間には、自分の人間性を踏みにじる権利も、他者の人間性を踏みにじる権利もない。カントにとって、自殺は殺人が誤りであるのと同じ理由で誤りだ。どちらも

人格を物として扱っており、それ自体が究極目的である人間性を尊重していない」（『これからの「正義」の話をしよう』197頁）。

2) 「道徳的行為」とはどういうものか？（例を挙げて示せ）。

→ex. 「誰か（何ものか）のためになることをする——（理由） そうしたいから」

対象が何であれ、行為の動機は「～のため」であることから、目的に対する手段の性格をもつ。一定の条件が前提されるから、「仮言的」であって「定言的」でない。

「そうしたいから」という理由は、当の相手に対する感情だから、傾向性による行為であって、義務としての行為ではない。

3) なぜカントは、このように厳格な道徳を考えたのか？

前問に対するほとんどの答えは、「誰かのため」であると予想される。ふつうの意味での道徳的行為は、「傾向性」に従うものだが、それが道徳的でないとは言えないだろう。カントの立場では、道徳的行為は道徳自体のため、つまり「道徳法則に従う義務」によって為される。人情は問題にされない。あまりに形式的で、厳格な考え方ではないか。

この考えは、プラトンの徳（アレテー）の追究を引き継ぐ。正義は、正義自体のために行われなければならない。それが可能なのは、「善のアイデア」を認識する特別の存在——哲人王——だけである。このようなアイデアの認識を、エリート支配者から万人の精神に広げることが、カント哲学の意図したこと。そのためには、善を認識する普遍的な理性を想定して、各人が内なる道徳律に諮るという「自律」の原則をうちたてる必要があったのである。法の遵守を義務づけるリゴリズムがなければ、「他者のため」は容易に「自分のため」（自己満足）に流れ、正義が失われる事態が予想される。そのリスクを防がねばならない。

カントの道徳哲学は、プラトンのアイデア論の近代版である。